

# 福祉割引のご案内

- 各種手帳や証明書などをご呈示の場合、路線バスの運賃が割引になります。
  - ① 身体障がい者の方（身体障がい者手帳をご呈示下さい）
  - ② 知的障がい者の方（療育手帳をご呈示下さい）
  - ③ 精神障がい者の方（精神障がい者保健福祉手帳をご呈示下さい）
  - ④ 児童福祉法に規定する諸施設により養護を受けている方  
（保護施設の長が発行する所定の割引証をご呈示下さい）上記に該当する方にご同行の介護人又は付添人の方1名（弊社が必要を認める場合）
- 割引運賃：普通旅客運賃の5割引

※大阪市発行の「敬老優待乗車証」「市営交通無料乗車証・割引証」は利用できません。

※旭区コミュニティバス（あさひあったかバス）は、上記内容と取り扱いが異なります。